

○ 移送

【法 12 条関係】

224	<p>答申 16 (行情) 243</p> <p>「前特許庁長官の特定会社の顧問への天下り又は再就職に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定の元特許庁長官の再就職に関する文書を保有していないと判断したときに移送しなかったことは違法ではないとしたもの	<p>4 異議申立人のその他の主張について</p> <p>異議申立人は、経済産業省が所管しているなら経済産業大臣へ移送すべきであり、文書不存在を理由として不開示決定を行うのは違法である旨主張しているが、事案の移送は、開示請求を受けた行政機関において開示請求に係る行政文書を保有している場合で、当該開示請求の処理について他の行政機関の長が行うことが適当である場合に行うものであり、文書を保有していない場合には、移送できないことから、文書を保有していないと判断した第1決定時において移送をしなかったことは違法とは言えず、異議申立人の主張を採用することはできない。</p>
-----	---	---